



令和8年1月  
千代田区

令和8年度

## 千代田区発達支援専門相談員 (会計年度任用職員)採用選考案内

会計年度任用職員とは、一會計年度(4月1日から3月31日まで)を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

会計年度任用職員として任用されると、地方公務員法に規定される服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等)が適用されます。

### 1 選考対象者及び募集内容

職名	発達支援専門相談員
職務内容	<p>(1)子どもの健康相談室における心理相談に関すること。</p> <p>(2)千代田区内の幼稚園、こども園、保育園(区が運営を支援する保育施設を含む。)、児童館(児童館的機能を有する施設を含む。)における、就学前児童の行動観察及び幼稚園等職員との相談、助言に関する事。</p> <p>(3)千代田保健所における5歳児健診及び健やか親子相談の心理相談に関する事。</p> <p>(4)障害児等の発達に関する来所相談、電話相談に関する事。</p> <p>(5)障害児等の就園・就学に関する相談及び就園・就学する学校・園への児童情報の引継ぎに関する事。</p> <p>(6)障害児等の転園又は転校の相談に関する事。</p> <p>(7)児童福祉法に規定する障害児通所支援に関する申請者への調査面接及び区障害児通所給付判定会における報告に関する事。</p> <p>(8)幼稚園等、千代田区立の小学校及び中学校、千代田区教育委員会、保健所、障害児又は障害者が利用する機関との連携に関する事。</p> <p>(9)その他子ども部長が相談に応じた効果的かつ迅速な支援を円滑に行うために必要であると認めること。</p>

必要な資格等	次に掲げるいずれかの要件を有する者 (1)公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士、社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有する者 (2)大学院、大学又は専門の養成機関において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修了し、学士以上の学位を有する者で、幼稚園、こども園、保育園、小学校、中学校又は発達支援機関で相談業務に従事した経験を有する者
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ただし、令和9年度以降に同一の職務内容の職が設置された場合は、勤務成績等により、公募によらず再度任用する場合があります。
条件付採用期間	原則1か月 (※1) 1か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。 (※2) 任用の都度、条件付採用期間があります。
採用予定数	若干名

#### 注意事項

- ※ 日本国籍を有しない方も受験できます。
- ※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
- ※ 任期が重複する千代田区会計年度任用職員の職の選考に既に申し込んでいる方又は申し込む予定のある方は受験できません。

## 2 勤務条件

給与	<p><b>【報酬額】</b>            報酬月額 249,691円（令和8年4月1日見込み）            ・この報酬額には、常勤職員に支給される地域手当相当分を含んでいます。            ・採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。また、任期途中に給与改定等があった場合には、条例の定めにより、増額又は減額される場合があります。</p> <p><b>【期末・勤勉手当】</b>            年間の期末・勤勉手当の合計支給月数            4.90月（令和8年4月1日見込み）            法令等の基準を満たす場合は、6月及び12月に期末手当の支給があります。ただし、支給期、支給月数等は条例の定めにより、変更される場合があります。</p>
----	--

	<b>【費用弁償】</b> このほか条例等の定めるところにより、費用弁償(通勤手当相当、上限55,000円/月)が支給されます。
勤務場所	千代田区立児童・家庭支援センター(千代田区神田司町2-16 神田さくら館6階) ※組織改正等により変更がある場合があります。 ※就業場所は、敷地内禁煙です。
勤務日数	月16日勤務
勤務時間	8時30分～18時15分(原則8時30分～17時15分)の間において、1日当たり7時間45分(休憩時間60分を除く。)
休暇等	4月からの採用(初年度)の場合、1年間に7日以上年次有給休暇が付与されます。それ以外の場合は、任期と任用年数に応じた日数の年次有給休暇が付与されます。 このほか、夏季休暇、慶弔休暇等があります。
週休日・休日	日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始 等
保険	東京都職員共済組合(健康保険)・厚生年金保険・雇用保険・労災保険加入

### 3 申し込み手続き

#### (1)申込方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、必要書類(履歴書、資格証等の写し)と併せて、下記のとおり郵送又は児童・家庭支援センター6階の窓口に提出してください。

#### (2)申し込み期限

方法	期限	注意事項
郵送	令和8年1月28日(水)(必着)	A4判が入る大きさ(角形2号)の封筒に入れ、表に赤字で「発達支援専門相談員採用選考申込」と明記し、 <u>簡易書留で送ってください。</u> 簡易書留によらない郵送での事故については、責任を負いません。
窓口	令和8年1月28日(水)	受付時間は、8:30～17:00です。 ※土・日曜日、祝日は受け付けていません。

### (3)郵送先、提出先及び問合せ先

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-16 神田さくら館6階

千代田区立児童・家庭支援センター 発達支援係

電話 03-5296-9281(直通)

※ 応募書類については、選考結果を問わず返却しません。

### 4 選考の方法及び選考日

選考方法	書類審査及び面接
面接日	令和8年1月30日(金)～令和8年2月中旬(予定) ※詳細な日時は、別途お知らせします。
面接会場	千代田区立児童・家庭支援センター(千代田区神田司町2-16 神田さくら館6階)
合格発表	令和8年2月18日(水)(予定)までに、合否にかかわらず受験者全員に通知します。

### 5 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施に当たり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

### (参考)地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和22年5月3日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注)民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。